

公益法人関連事業評価書（委託・推薦等に係る事務・事業）

平成 18 年 3 月

| | | |
|-----------|----------------|-----------------|
| 評価対象（事業名） | 食品衛生管理者資格認定講習会 | |
| 担当部局・課 | 主管部局・課 | 医薬食品局食品安全部企画情報課 |
| | 関係部局・課 | 医薬食品局食品安全部監視安全課 |

1. 事業の内容

(1) 関連する政策体系の施策目標

| | 番号 | |
|------|----|---------------------------------------|
| 基本目標 | 2 | 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること |
| 施策目標 | 1 | 食品の安全性を確保すること |
| | I | 食中毒等食品による衛生上の危害の発生を減らし、食品の安全性の確保を図ること |

(2) 事業の概要

| |
|--|
| 事業内容（委託・推薦） |
| 食品衛生法では、添加物製造業、食肉製品製造業者等は、その製造又は加工工程を衛生的に管理させるため、営業施設ごとに専任の食品衛生管理者を設置しなければならないこととしており、その資格を取得する方法の一つとして、厚生労働大臣の登録を受けた講習会の課程を修了することとしている。 |
| 関連公益法人名 |
| (社) 日本食品衛生協会 |

2. 評価

| |
|--|
| 必要性、効率性、有効性等の分析 |
| 特に厳格な衛生管理が必要な食品又は添加物の製造業、加工業等において、食品衛生管理者は製造又は加工工程の従事者の監督等、食品等事業者が法令を遵守する上で重要な役割を担うものである。このように、食品衛生管理者には食品衛生に係る高度な技術・知識が求められているが、学校において関連の専門分野を履修していない者等が食品衛生管理者の資格を得るに当たって、当該技術・知識を習得する機会が必要であり、本講習会がその役割を果たしているところである。 |
| また、食品衛生管理者の届出数が年々増加している中で（平成 14 年：4,409 名、平成 15 年 4,442 名、平成 16 年：4,478 名）、国が本講習会を行うことは相当程度の負担が伴うものであり、厚生労働大臣が登録した一定の要件を満たす講習会において実施することにより、本事業の効率的な運営を図っている。 |
| 評価結果（事務・事業の必要性） |
| 本講習会は、食品衛生管理者になるための門戸を広げるばかりではなく、食品等事 |

業者が食品の安全性を確保しながら営業を行うことにつながり、国民の健康の保護に資するものであるため、引き続き、本講習会を実施するとともに、登録講習会が講習を行うことにより、効率的な運営を図っていくこととする。

なお、平成 15 年の食品衛生法改正により、指定講習会から登録講習会制度に移行（平成 16 年 2 月施行）したことで、公益法人のみではなく、民間機関が行う講習会も登録の対象となったところである。

3. 特記事項